

業務におけるウィークリースタンスの実施について（お知らせ）

標記の件について、働き方改革関連法が平成31年4月1日より順次施行され、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務となっていることから、受発注者間における仕事の進め方として、1週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定めることで、業務環境を改善し、より一層の円滑な実施と品質向上を図っていくため、ウィークリースタンスを実施することとしましたのでお知らせします。

つきましては、ウィークリースタンスの趣旨を十分に踏まえ、迅速かつ適切な対応をお願いします。

記

1. 対象業務

福岡北九州高速道路公社が発注する全ての業務(年間委託業務を含む)

2. 適用年月日

令和2年4月1日以降に契約する業務

※令和2年4月1日より前に契約した業務についても、適用可能なものについては、受発注者で協議の上、積極的に取り組む。

3. 実施内容

実施内容については、ノー残業デーなどの労働環境改善の取り組みが各企業で異なること、また、業務内容による特性も考えられるため、以下の項目の内容について、業務着手時の打合せにおいて、受発注者間で確認・共有し、業務を進めていくこととする。

(1) 打合せ時間

打合せは、勤務時間内に行う。

(2) 資料作成依頼

資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分配慮する。

(3) 定時退社

週1回以上は、定時に帰るよう心掛ける。

(4) ノー残業デー

ノー残業デーは、勤務時間外の依頼をしない。

※取り組み内容については、業務の内容、受注者の意思も踏まえて設定するものとする。

また、(1)～(4)全ての実施が必須ではなく、一部のみ設定することも可とする。

なお、取り組み期間は業務期間全体に限らず、可能な期間だけとすることも可とする。

※上記(1)～(4)以外でも、業務の効率化や品質向上に繋がる取組・提案等は実施することができるものとする。

※実施に当たっては、緊急(事故や災害に係る対応等)を要する場合を除く。

4. 実施方法

(1) 受注者への意思確認

1) 対象の業務契約後、発注者(監督員等)から受注者(管理技術者等)に、本取り組みの目的及び内容を説明するとともに、取り組む意思を確認する。

2) 同意を得た場合は、取り組み内容を設定する。

(2) 具体的な進め方

1) 業務着手時の打合せにおいて、上記(1)を行い、取り組み内容を設定することを基本とするが、これにより難しい場合は後日でも可とする。

2) 設定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

3) 業務の履行報告時に、取り組みの状況報告もあわせて行う。

4) 受発注者間で、随時、取り組みのフォローアップ等を行う。

5) 成果物納入時の打合せにおいて、取り組み結果(効果・改善点等)を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

5. 問い合わせ先

福岡北九州高速道路公社 企画部技術管理課

電話 : 092-631-3293

FAX : 092-643-7061

メール : fkue-gikan@fk-tosikou.or.jp